平成２１年（フ）第２２０９１号
東京都府中市府中町１丁目17―１
債務者　吉田　　智
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０９２号
東京都目黒区鷹番１丁目９―５―302
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１００号
東京都八王子市元八王子町２丁目1442―203
債務者　若杉　望美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１０１号
東京都目黒区祐天寺１丁目３－２
債務者　石関　健二
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１０３号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目23―４―202
債務者　吉田　秀雄
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１４５号
東京都江東区越中島２丁目６－６―202
債務者　鈴木　和子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１５１号
東京都世田谷区弦巻２丁目12―22
債務者　田中　　舞
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１５３号
東京都世田谷区宇奈根２丁目６―11―101
債務者　名越　久司
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１６２号
東京都中野区弥生町４丁目４－４　細谷方
債務者　冨田　満明
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１６３号
東京都中野区弥生町４丁目４－４　細谷方
債務者　冨田　惠美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１８０号
東京都板橋区三園１丁目48―23―103
債務者　森田　貴士
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１８１号
東京都板橋区赤塚３丁目39―１　エムパレスⅡ109
債務者　山村　健太
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１８３号
東京都豊島区南大塚３丁目６－８―202
債務者　木村　好伸
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１８８号
東京都品川区戸越５丁目４－５―1301
債務者　木下　　都
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１９２号
埼玉県草加市新栄町1000　新栄町団地１―６―304
債務者　安藤　　愛（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２１９４号
東京都板橋区高島平１丁目48―５―403
債務者　坂田　雅和
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部